

押印廃止にともなう本人確認に係る留意事項

1. 申請者が窓口申請書類を持参する場合、本人確認のため次のいずれかの書類を提示してください。

【1点でよいもの】 運転免許証、運転経歴証明書、 個人番号カード、旅券、 在留カード又は特別永住者証明書 等	【2点必要なもの】 健康保険の被保険者証（又は資格 証明書） 年金手帳又は在学証明書 等
--	--

2. 代理人が持参する場合、申請者の本人確認書類として、次のいずれかの書類の写しを添付してください。

【写しが1点でよいもの】 運転免許証、運転経歴証明書、 個人番号カード、旅券、 在留カード又は特別永住者証明書 等	【写しが2点必要なもの】 健康保険の被保険者証（又は資格 証明書） 年金手帳又は在学証明書 等
---	---

3. 申請者が法人の場合は、添付資料の登記事項証明書等により確認します。
4. 必要に応じて農業委員会や県が申請者に電話で申請書の内容について確認する場合があります。

※ 上記記載の申請書等は押印廃止となりますが、「委任状」や「隣地の同意書」につきましては、引き続き押印が必要です。

※ 原則、押印を廃止といたしますが、これまでどおり、記名押印による申請も引き続き取扱います。なお、この場合における代理人持参については、本人確認書類の添付は必要ございません。